

株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2021 年 7 月 1 日

サイジニア株式会社

ZETA 株式会社

2021年7月1日

株式交換に係る事後開示書類

(株式交換完全親会社)

東京都港区浜松町一丁目22番5号  
サイジニア株式会社  
代表取締役会長 吉井 伸一郎

(株式交換完全子会社)

東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号  
ZETA株式会社  
代表取締役社長 山崎 徳之

サイジニア株式会社（以下、「サイジニア」といいます。）とZETA株式会社（以下、「ZETA」といいます。）は2021年3月31日付で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年7月1日を効力発生日として、サイジニアを株式交換完全親会社とし、ZETAを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2021年7月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
ZETAの株主から、会社法第784条の2の規定による請求はありませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
ZETAは、会社法第785条第3項の規定により、2021年5月14日付で、ZETAの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるサイジニアの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定による株式買取請求を行ったZETAの株主はおりませんでした。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

ZETA は、ZETA が発行していた新株予約権の全てについて、当該新株予約権の保有者をして書面により放棄させたため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

会社法第 789 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができる ZETA の債権者はおらず、同条の規定による手続は不要であるため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

サイジニアの株主から、会社法第 796 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

サイジニアは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 6 月 7 日付で、サイジニアの株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社である ZETA の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求を行ったサイジニアの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

会社法第 799 条第 1 項の規定により本株式交換について異議を述べることができるサイジニアの債権者はおらず、同条の規定による手続は不要であるため、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換によりサイジニアに移転した ZETA の株式の数は、8,409 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) サイジニアは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2021 年 6 月 10 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) ZETA は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 5 月 28 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) サイジニアは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時 (以下、「基準時」といいます。) の ZETA の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する ZETA の普通株式 1 株に対してサイジニアの普通株式 125 株の割合をもってサイジニアの普通株式を割当交付いたしました。ただし、サイジニアが 2020 年 1 月 29 日付の資本業務提携により取得し保有している ZETA の普通株式 25 株に対しては割当交付しておりません。なお、サイジニアが ZETA の株主に対して割当交付したサイジニアの普通株式の総数は、1,051,125 株です。

(4) 本株式交換により増加するサイジニアの資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおり

です。

- ① 資本金 0円
- ② 資本準備金 会社計算規則第39条に従いサイジニアが別途定める額
- ③ 利益準備金 0円

- (5) ZETAは、2021年5月28日開催の取締役会の決議によって、基準時の直前時点にZETAが保有していた自己株式31株の全てを消却いたしました。
- (6) ZETAは、ZETAが発行していた新株予約権の全てについて、当該新株予約権の保有者をして書面により放棄させました。

以上